

「大阪市小中連携推進プラン」

平成22(2010)年3月

大阪市教育委員会

目 次

はじめに	1 ページ
I. 大阪市のめざす小中一貫した教育	2 ページ
II. 小中一貫した教育の基本的な考え方	
(1) 小中一貫した教育が求められる背景	3 ページ
(2) 小中一貫した教育のねらい	4 ページ
(3) 小中一貫した教育の考え方	4 ページ
(4) 小中一貫した教育の期待できる成果	5 ページ
(5) 教育システムの違いによる課題の検討	6 ページ
(6) 小中一貫した教育の進め方について	6 ページ
(7) 連携内容	7 ページ
(8) 施設の形態からの小中一貫した教育	13 ページ
III. 今後の取り組み	15 ページ
IV. 資料	
小中連携パイロット校調査研究事業報告書	17 ページ
「学習カリキュラム」対比表	30 ページ

はじめに

国は、平成18年12月に教育基本法の改正を行うとともに、平成19年6月には学校教育法の一部を改正し、これまで小学校と中学校に分かれていた教育の目標を「義務教育の目標」として一本化しました。

平成20年1月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」では、発達段階に応じて小学校と中学校が円滑な接続を図ることが極めて重要であるとしています。

本市では、平成14年2月に「大阪市教育改革プログラム」を策定し、未来に向けてたくましく生きる「なにわっ子」の育成を目標に、「豊かな人間性を育む教育の充実」、「社会の変化に対応する教育の充実」、「『大阪らしさ』を生かした教育の推進」を柱に、今後10年間に取り組む具体的なプランを示しました。

このプログラムでは、複数の学校が連携した教育活動の推進に向けて、それぞれの学校の特色ある教育活動や研究・実践の成果を交流して共有できるよう、校種間、学校間の連携および交流システムの検討を位置付けました。これを受け、各小・中学校では、児童の中学校での授業体験や部活動の体験、中学校の教員による小学校での出前授業など、様々な取り組みが進められています。

さらに、平成20年12月には、平成19年から実施された「全国学力・学習状況調査」の結果や国の教育改革の方向性などをふまえ、これまでの本市の施策を検証するとともに、課題を分析し、「大阪市教育改革プログラム 重点行動プラン2008－2011」を策定しました。このプランでは、今後の4年間に集中的に取り組む内容、とりわけ喫緊の課題である学力向上の取り組みを中心に「大阪市教育改革プログラム」の内容を重点化しました。

また、同プランでは、「おおさかでまなぶ」「おおさかでそだつ」「おおさかではぐくむ」の視点で施策の集約化を図り、「小・中学校間の『スムーズ』な連携の構築に向け、各実践の成果の分析・発信等を通じて、小中一貫した教育の充実を図る。」「小・中学校の教員が相互に指導方法を取り入れるなど、交流や連携を深めることにより資質向上を図る。」と示しています。

平成19年度からは「小中連携パイロット校調査研究事業」を実施し、各区にパイロット校を指定し、学習指導・生活指導・地域連携などの調査研究に取り組んできました。さらに、平成20年度からは「小中連携調査委員会」を設置し、小中連携にかかる課題や効果等の検証を進めてきました。

この度、この間の調査研究結果などをふまえ、平成23年度よりすべての小・中学校で小中連携した教育がスムーズに行われるよう、本市が目指す小中一貫した教育の基本的な考え方などを示した「大阪市小中連携推進プラン」を策定しました。今後は、この推進プランに基づき、すべての小・中学校で小中一貫した教育を推進し、子どもたちに豊かな教育を進めてまいります。

平成22年3月
大阪市教育委員会

Ⅱ 小中一貫した教育の基本的な考え方

(1)小中一貫した教育が求められる背景

小中一貫した教育が求められる背景には、子どもの発達や成長が連続的に行われるにもかかわらず、各学校の教育活動や学校運営などが独立して取り組まれている現状があります。さらには、核家族化が進むとともに、地域での子どもたちの関係も希薄になり、良好な人間関係が構築しにくくなっている状況も見られます。

このような中、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、「義務教育を中心とする学校種間の連携・接続の在り方に大きな課題があることがかねてから指摘されている。また、義務教育に関する意識調査では、学校の楽しさや教科の好き嫌いなどについて、従来から言われている中学校1年生時点のほか、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校の4～5年生段階で発達上の段差があることがうかがわれる。研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育などの取り組みの成果を踏まえつつ、例えば、設置者の判断で9年制の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて種々の観点に配慮しつつ十分に検討する必要がある。」と示しています。

また、平成20年1月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」では、「子どもが思春期に入り、学習内容も高度化する中学校は、小学校段階に比べ、授業の理解度が低下したり、問題行動などが増加したりするといった多くの教育課題を抱えている。このため、生徒が順調に中学校生活を始めることができるよう小学校と中学校の円滑な接続を図ることが極めて重要」と発達の段階に応じた小・中学校間の円滑な接続の重要性について述べています。

さらに、平成19年度に指定都市教育研究所連盟が行った「小・中学生のアンケート調査」でも、「授業がわかる」や「授業が楽しい」という肯定的な評価が、小学校と比べ中学校では減少していること、不登校児童・生徒数が、小学6年生から中学1年生にかけて約4倍に増加していることなどの課題が示され、学校間の連携が一層必要とされる状況が明らかにされています。

こうしたことを受けて、本市では、「小中一貫した教育」の推進に資することを目的として、平成19年度より「小中連携パイロット校調査研究事業」を実施してきました。この事業では、各区のパイロット校が学習指導・生活指導・地域連携などの観点を踏まえ調査研究に取り組むとともに、学校間の連携を拡充するため、必要に応じ小・中学校間における教員の兼務発令をするなどの取り組みを進めてきました。また、平成20年度からは、教育委員会内に学識経験者を含めた「小中連携調査委員会」を設置し、各校への視察、小中連携にかかる課題や効果等の検証を行うなど、本市における小中一貫した教育の推進を図ってきました。

今後、本市では、平成23年度より、全ての小中学校で小中一貫した教育を進めていきます。

(2) 小中一貫した教育のねらい

本市の各小・中学校における教育環境や地域の特性などの状況は様々です。そのため、現実に即した形で柔軟により良い小中一貫した教育のあり方を模索することが重要です。各小・中学校が児童・生徒の義務教育9年間にわたる学びと育ちをより豊かなものにしていくためには、小中一貫した教育のねらいを共有することが必要です。ねらいは3つあります。

1つ目は、小・中学校が児童・生徒の発達段階に応じて、学習面や体力面などでの一人一人の教育的ニーズに効果的な教育を継続的に取り組むことです。

2つ目は、小・中学校が円滑な接続を行い、連続した指導を行うことです。

その結果、児童が中学校に進学した時に学習面や対人関係などで不安を感じ不登校になる、いわゆる「中1ギャップ」の解消を図ることが期待され、生徒一人一人の学校への適応が進むことで有意義な学校生活に繋がることです。

3つ目は、小学校と中学校が連携して、義務教育9年間を保護者や地域とともに子どもたちをはぐくむ姿勢をもつことが、保護者や地域からの信頼獲得につながり、ひいては学校・地域・家庭が一体となった教育の取り組みにより、開かれた学校づくりの実現に寄与できることです。

(3) 小中一貫した教育の考え方

本市のめざす小中一貫した教育は、それぞれの学校の特性や地域の実情をふまえながら、可能なものから徐々に、そして着実に小中間での連携を始めしていくことを基本としています。

例えば、小学校と中学校が「9年間をひとまとまりとして取り組む教育」という共通目標に向けた「連携」を実現するために、まずは、小学校と中学校の教員が挨拶を交わすなど、お互いを知ることから始めてみます。この「知る」ことが連携のスタートになります。

「れんけい」という言葉を漢字で書くと「連係」、「連繋」、「連携」の3つがあります。同じ目標に向かって手を取り合って進んでいく「連携」のために、まずお互いを知り合う「連係」「連繋」から始めてみることです。学校間での交流の中身は、年間行事の相互調整というレベルのものから、行事の相互実施までがあり、大事なことは、お互いの違いを尊重し認め合う姿勢であります。連携を目指した「連係」、「連繋」は相互を知り、その上に立った信頼感を作ることが目的で、このお互いを認め合うという姿勢が特に重要となります。せつかくの「連係」、「連繋」を通じた相互理解が、単に課題認識だけにとどまらないように留意することが必要です。このように、相互に知り合うことを目的にした「連係・連繋」が第1段階です。

第2段階は「連携」を目指した取り組みです。ここでの共通した目標とは、小・中学校の義務教育9年間を連続したひとまとまりの教育としてとらえた場合、児童・生徒のニーズに沿った教育をどのように実現していけばよいのかを共に構築するということです。具体的な取り組みは、小学生の中学校での授業体験や部活動への体験入部などがあります。その場合に大事なことは、

そうした体験活動が、個々の児童・生徒が持つ教育的ニーズをふまえたものになっているかということです。交流の内容が進学先の中学校に任せっきりにすることのないように留意することが必要です。このことは必然的にお互いの授業公開や授業研究、児童・生徒の種々の情報を共有する段階にまで活動を進ませることになります。さらに、そうした交流活動が深化・充実して、教員間の協働による一貫した学習指導計画の作成、あるいは合同研修会などの取り組みができ、これらが結果として、小・中学校間での円滑な接続へと繋がっていきます。

それらの積み重ねにより、小・中学校が教育目標への理解・認識を共有しながら、同じ方向に向かって取り組む気運や意識がはぐくまれ、小中一貫した教育がより推進されます。

(4) 小中一貫した教育の期待できる成果

小中一貫した教育は、子どもたちの交流が促進されるとともに、小・中学校の教員が交流を積み重ね、相互の協働実践や研修を重ねることで多くの成果が見られます。

①学校運営を一体的に取り組むことができる。

小・中学校が義務教育9年間におけるめざす子ども像を共有し、それぞれの教育の目標を設定することにより、確かな学力、子どもたちの豊かな心、健やかな体の3つの要素をバランスよく育み、「生きる力」を育てる教育を実現することができます。

②学力向上や体力向上を図ることができる。

小・中学校の教員が専門性やきめ細やかな指導方法など、それぞれの良さを生かしたり、兼務発令を活用して人事交流を行ったりすることで、児童・生徒の学習意欲や学力の向上に取り組むことができます。

例えば、中学校の英語教員が小学校の外国語活動の時間をT・T授業などで指導することで、高学年児童が外国語への興味・関心を高めるとともに、中学校で学ぶ英語の授業に期待を膨らませることになります。逆に、小学校の教員が、数学の授業などの習熟度別少人数授業の時間に中学1年生を教えたりすることで、学習のつまずきを最小限にとどめることができます。

また、体育の教員が5,6年生を指導することで、運動への意欲を高め、体力や運動習慣を把握し、小・中学校における体育・健康に関する指導などに役立てることができるとともに、中学校の授業に期待を膨らませることができます。

③生活指導の充実を図ることができる。

生活指導面では、小・中学校の教員が、生活指導連絡会や研修会などを協働実践することで、子どもが抱える悩みなどを共有することができます。小・中学校が連携し、9年間を見通した連続性のある指導や一貫性のある指導を組織的に行うことで、中学校へ進学する段階でのつまずきや不安等を減らし、中1ギャップが解消するとともに、いじめなどの解消を図ることにもつながります。

具体的な取り組みとしては、総合的な学習の時間や特別活動を小・中学校で合同して実施することで、異なった学年との交流や学校種を超えた交流を深めることになり、児童・生徒が相互に役割意識等をはぐくむことができるなど、人間関係の広がりや深まりが見られます。

また、地域の方々と学校が合同の巡視を行ったり、小・中学校のPTA が合同で研修会を開催したりすることにより、学校・地域・家庭が連携して、子どもを見守ることができます。

④小・中学校の教員の資質の向上を図ることができる。

運動会や文化発表会などの学校行事や、研修会などを合同で実施することにより、児童と生徒の交流だけでなく、保護者間や、教員の交流を促進することができます。小学校と中学校の教員相互の授業を通じた交流やティームティーチング等を通じて、小・中教員両方の指導方法等の改善につながり、教員の資質の向上を図ることができます。

(5) 教育システムの違いによる課題の検討

小中一貫した教育を進めるあたり、検討すべき課題はあります。

例えば、小学校の授業時間は45分、中学校は50分であり、授業の合間の休憩時間は小学校が20分、中学校は10分の休憩となっているなど、校時に違いがあり、交流日の設定を調整する必要があります。

また、小学校の指導形態は学級担任を中心とした体制であり、中学校は、教科の特性や専門性を重視する教科担任制などの違いがあります。

さらに、小学校と中学校が道路をはさんで建っていたり、壁一枚で隣接していたり、あるいは、相当離れて設置されているなど様々な状況があります。しかしながら、こうした小・中学校のシステムなどの違いを理解し、お互いの良さや特性を認め合うことにより、一体感のある小中一貫した教育を行うことができると考えます。

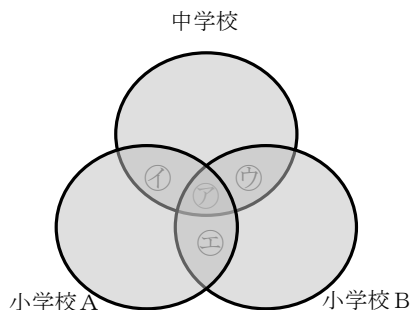
(6) 小中一貫した教育の進め方について

3つの連携の柱（「学力向上」・「体力向上」・「健全育成」）を設定し、「すべての中学校区で推進すべき小中連携」と、その小中連携を通して明らかになった課題を克服するために「中学校区の特色や地域の実情に応じた小中連携」の取り組みを進めていきます。また、併せて、中学校区にある小学校間の連携（小・小連携）を進めます。

(7) 連携内容

ポイント

- 全中学校区において推進すべき連携内容
 - ・学力向上（小中合同学力向上連絡会等の設置と定期的な協議）
⇒「確かな学力」の育成
 - ・体力向上（小中合同体力向上推進委員会等〔仮称〕の設置と定期的な協議）
⇒「健やかな体」の育成
 - ・健全育成（生活指導等における定期的な協議）
⇒「豊かな心」の育成
- 中学校区の特色や地域の実情に応じた連携内容
- 小学校間における連携内容（小・小連携）



「2小1中」の場合

- ① 全中学校区において推進すべき連携内容
- ②・③ 中学校区の特色や地域の実情に応じた連携内容
- ④ 小・小連携

①全中学校区において推進すべき連携内容

平成19年4月から実施された「全国学力・学習状況調査」においては、本市の平均正答率が全国平均を下回り、特に学習意欲や生活習慣に課題が見られることが明らかになっています。また、平成20年度から実施された「全国体力・運動能力、運動習慣等の調査」においては、本市は基礎的運動能力が低下しており、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が見られることや運動を好まない子どもの体力の低下傾向が顕著に表れています。加えて、中学生になり、規範意識の低下、いじめ、不登校、生活指導上の課題が増加する傾向にあり、中1ギャップの解消を含め、子どもの健全育成・非行防止への取り組みが重要となってきます。

学習指導要領では、子どもの「生きる力」を育む教育を目標としていますが、変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な「生きる力」の3つの要素「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を、義務教育9年間を通して総合的にバランスよく育成するためにも小中連携を

一層推進していく必要があります。

現在、各中学校区で行われている活動や教育実践を小中一貫した教育の視点から整理・統合、充実・拡充し、「学力向上（確かな学力）」「体力向上（健やかな体）」「健全育成（豊かな心）」をすべての小・中学校において行う小中一貫した教育の柱とします。

②中学校区の特色や地域の実情に応じた連携内容

本市においては、13ページの小中一貫した教育の類型で示しているように「1小1中」から「5小1中」までの中学校区が存在しています。1つの中学校区であっても中学校と隣接している小学校もあれば、距離的に離れている小学校もあります。また、小学校間の教育活動の違いもあります。そのため、①の「全中学校区において推進すべき連携内容」にある「学力向上」「体力向上」「健全育成」を柱とする連携内容に加えて、それぞれの学校の特色や地域の実情を踏まえた個々の教育実践を行う必要があります。

例えば、学力向上に関わる課題を共有し、「小中合同学力向上連絡会」等を開催し、「出前授業」「授業体験」「相互授業参観」「教科間の研究・協議」など様々な取り組みを工夫する必要があります。各中学校区の特色や地域の実情に応じ、創意工夫のある小中連携を各中学校区において進めていきます。

③小・小連携

「1小1中」以外の中学校区では、複数の小学校から中学校へ児童が進学してきます。小学校時代における友だち以外の人間関係が広がり、学級を中心とした新しい人間関係づくりが始まります。その結果、中学校に進学してから、精神的な不安やストレスが増大する子どももいます。そのために、早い段階から子ども同士の交流を行うことによって、中学校進学後の仲間づくりを円滑に実施することができます。

④具体的な取り組み内容

義務教育9年間を見通した、連続性・一貫性のある教育を展開するためには、小・中学校がコーディネーターを中心にして、すべての教員が互いの学習内容や発達段階を系統的に捉え、指導にあたることを共通認識し学校全体で取り組むことが重要になります。

そのためには、小・中学校教員が、小学校、中学校という校種間の壁を越えて、教育課程や系統性を相互に理解し授業づくりに生かしていくことが大切です。

各学校においては、「学習カリキュラムの対比表」の活用を図り、次に示すような「学力向上に向けた連携」「体力向上に向けた連携」「健全育成に向けた連携」の具体例等を参考にし、「全中学校区において推進すべき小中連携」を中心として「中学校区の特色や地域の実情に応じた小中一貫した教育」に取り組むこととします。

⑤学校元気アップ地域本部と小中連携

各中学校区に設置する「学校元気アップ地域本部」（平成21年度：8中学校区設置、平成22年度：新規16中学校区、計24中学校区設置）は、家庭や地域の教育力を活用することによって、学力向上などの様々な取り組みについて地域全体で学校を支援する仕組みを構築します。

特に、小中連携の観点からは、義務教育9年間の一貫した教育活動を見据えて、各中学校区に配置された学校元気アップ支援員が、小中連携の取り組みを進めるためのサポートや、地域協力者・学校支援ボランティア等の募集やコーディネートを中心的に行うことが期待されます。

⑥兼務発令について

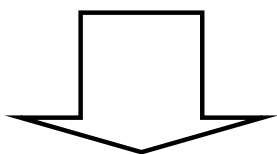
すべての中学校区で小中一貫した教育を推進するにあたり、小・中学校が共通の目的や課題等に対して、兼務発令することにより有効な教育実践ができると双方の校長が判断した場合は、以下の手順で兼務発令を行います。

- ・教育委員会へ所定の書式で申請する。
- ・教育委員会がその取り組み内容を検討する。
- ・教育委員会が必要に応じて兼務発令を行う。

⑦具体的な連携内容

(a) 学力向上に向けた取り組み

	連携項目	具体的な連携内容など
全中学校区	○小中合同学力向上連絡会	○小中合同学力向上連絡会等を設置し定期的な協議を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査等の結果を分析し成果と課題を共有する。 ・各学校が作成した「学力向上アクションプラン」を共有し、小中学校間の円滑な接続を図り「小中学力向上アクションプラン」等の作成を行う。

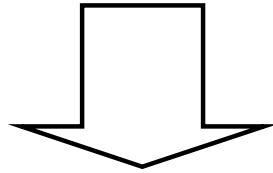


兼務発令を活用することにより、小中合同で教育活動を企画・運営することができる等、小中連携をより効果的に推進することができます。

各校の実態に応じた連携例	○出前授業	○中学校の教員が小学校に出向き教科を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の外国語活動と英語科との連携 ・保健体育科（水泳指導・運動会の組体操等）や音楽科（合唱）との連携 等 ○小学校の教員が中学校に出向き教科を補助指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・中学1年生に対する習熟度別少人数指導（国語・数学）との連携 ・「総合的な学習の時間」との連携
	○授業体験	○児童が中学校の施設において中学校教員により授業を受ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・各教科（中学校）の楽しさや興味・関心を高めるような授業の実施。
	○相互授業参観	○定期的な授業参観、研究・公開授業への参加と交流を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・指導内容の連続性の共通理解や、専門性やきめ細やかな指導など、互いのよさを生かした指導方法への転換。

(b) 体力向上に向けた取り組み

	連携項目	具体的な連携内容など
全中学校区	○小中合同体力向上推進委員会（仮称）	○小中合同体力向上推進委員会（仮称）等を設置し定期的な協議を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・全国体力・運動能力 運動習慣等の調査等の結果を分析し、成果と課題を共有する。 ・各学校が作成した「体力づくりアクションプラン」を共有し、小中学校間の円滑な接続を図り「小中体力づくりアクションプラン」等の作成を行う。

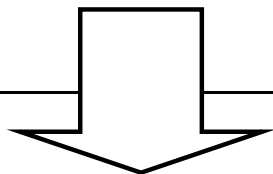


兼務発令を活用することにより、小中合同で教育活動を企画・運営することができる等、小中連携をより効果的に推進することができます。

各校の実態に応じた連携例	○部活動交流	○部活動体験や定期的な部活動の参加 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な部活動参加については、小中学校の施設を利用し、中学校の教員が指導する部活動に希望する小学生が参加する。
	○合同運動会等	○運動会への参加や合同運動会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校と小学校、小学校と中学校の児童・生徒が、互いの運動会に種目参加できる実施形態の工夫や小中合同運動会等を実施する。
	○出前授業（再掲）	○中学校の教員が小学校に出向き教科を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> ・体力向上の課題解消に向けて、中学校の教員が小学校に出向き、小学校の教員とともに指導する。 ○小学校の教員が中学校に出向き教科を補助指導する。

(c) 健全育成に向けた取り組み

	連携項目	具体的な連携内容など
全中学校区	○生活指導等に関わる会議	<p>○中学校区単位の生活指導等に関する会議の開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、各行政区単位で、関係諸機関との連携のもと、学警補導連絡会等（中学校 月1回） 警察安全対策連絡会等（小学校 学期に1回） <p>行政区によっては、小中学校生活指導協議会等（小中学校 学期に1回）が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校区単位で、生活指導等に関わる小中連絡会を実施している学校もあるが、全中学校区において、小中連絡会（仮称）を設置し定期的を開催して、いじめ・不登校・虐待・暴力行為等の課題解消、子どもの健全育成・非行防止、安全確保をめざした小中連携の取り組みを進める。



	連携項目	具体的な連携内容など
各校の実態に応じた連携例	○児童・生徒の交流	<p>○児童会、生徒会を中心とする交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会による中学校生活についての説明会 ・児童会による中学校訪問 等 <p>○ピア・サポート活動を活用した児童・生徒の交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動体験、学校紹介等での活用（話の聞き方、コミュニケーションスキル） ・学習活動での活用（リトルティーチャー：中学生が小学生の学習をサポートする）
	○学校行事への見学・交流	<p>○中学校が主催する学校行事・交流会への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育大会・文化祭・学校公開日等の学校行事への見学 ・スポーツ大会（交流会）等における児童・生徒の交流
	○小中合同研修会 等	<p>○テーマに沿った教員やPTAの合同研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全育成に関するテーマ設定 ・キャリア教育、進路指導に関するテーマ設定 等

(8) 施設の形態からの小中一貫した教育

本市では、小、中学校は、小学校299校、中学校130校、併せて429校設置しており、概数で12万人を超える児童と約5万5千人の中学生が在籍しています。

中学校下の小学校数（中高一貫校と郊外校は除く）は様々であり、1小1中の関係にある中学校数は9校、2小1中の関係にある中学校数は69校、3小1中の関係にある中学校数は40校、4小1中の関係にある中学校数は7校、5小1中の関係にある中学校数は2校となっています。

(中学校の校下小学校との関係) ※中高一貫校と郊外校は除く

校下小学校数	中学校数 (127校)	割合
1校	9校	7.1%
2校	69校	54.3%
3校	40校	31.5%
4校	7校	5.5%
5校	2校	1.6%

(平成21年5月1日現在)

小中一貫した教育は、小学校と中学校間の設置状況からそれぞれの学校や地域の特性に応じて取り組んでいくことができます。小学校と中学校の設置状況で分類すると、「連携型」「隣接型」「施設一体型」の3つの型に分類することができます。それぞれの形態にそった小中連携の取り組みを以下に示します。

①「連携型」

多くの小・中学校は、「連携型」の取り組みとなります。

「連携型」は、小・中学校が離れた場所に設置している場合の小中一貫した教育の活動形態です。連携する学校数、学校の規模により取り組みは多種多様ですが、前述した小中一貫した教育の進め方に則り、一貫した教育を進めます。

②「隣接型」

「隣接型」とは、小学校と中学校が壁等で隣接していたり、道路1本で隔てられたりしている小・中学校の連携形態です。

中学校と小学校とが隣接している場合は、上記の「連携型」と同様の取り組み以外に、学校ごとの独自性を維持しながら、より進んだ小中一貫した教育を行うことができます。

隣接する学校へ児童・生徒や教員が移動する際に安全面が確保されることや、移動の時間短縮、活動時間の能率化・有効化を図ること、さらに、運動場や特別教室などの施設を共有したり、教員研修会やPTA

行事などを合同実施したりすることで、より一体感のある小中一貫した教育を行うことができます。

なお、隣接する小学校以外に校下に小学校がある場合は、それぞれの状況や特性に合った取り組み内容や方法を考える必要があります。隣接している小学校が小学校間のまとめ役や牽引役となり、他の小学校と相互の連絡をするなど、必要に応じた調整や交流を行い、より一層の小中一貫した教育を進めることができます。

③「施設一体型」

「施設一体型」とは、小学校と中学校の施設を同一敷地内に設置し、義務教育9年間を一貫して教育を行う指導形態です。校舎施設のハード面の一体化に加えて、学校運営方針や学習内容などのソフト面も一体化することで、隣接型の教育をさらに発展させた教育に取り組みます。「施設一体型」の場合、以下のような教育活動が展開できます。

- (a) 従来のように小学校6年間と中学校3年間で区切るのではなく、1つの学校として、9年間を見通した教育課程を編成し、一貫した教育活動を行うことができます。

研究開発校の指定や※構造改革特別区域研究開発学校設置事業を取得して独自の小・中学校9年間の教育課程に基づき小中一貫した教育を行っている例もあります。

このような学校では、9年間を「4・3・2制」のように類型化し、1～4年生を学びの基礎定着を図る前期、5～7年生を学びの充実期の中期、8～9年生を学びの深化・統合期の後期と位置付け、5年生から教科担任制を段階的に導入するなど、発達段階に応じた指導を行うことができます。

- (b) 兼務発令を活用することにより、小・中学校の教員が9年間の指導にかかわることができ、生徒の学びを支援するなど、学習面や体力面での効果も期待できます。特に、音楽・図工・家庭・体育の実技教科ではより専門性を生かした授業が展開でき、児童・生徒の個性を伸ばす教育に取り組みます。このような取り組みを行うことで、教員の指導力の向上も図ることができます。

なお、教育委員会としては、「施設一体型」の小中一貫校について、今後とも研究し検討してまいります。

※参考「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」

- ・ 地方公共団体が、構造改革特別区域において、学校教育法に示されている学校教育の目標等を踏まえつつ、学習指導要領等の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とするため、文部科学省告示により、現行の研究開発学校制度とは別に制度化したものを。
- ・ 取り組みの期間に関しては、地方公共団体が「当該計画を実施するに当たって適切な期間」を主体的に設定することとしている。

Ⅲ 今後の取り組み

本市は、平成23年度より、本プランに則って、小中一貫した教育を進めていきます。そのためには、各学校は、円滑な接続を図り連携ができるよう、平成22年度より準備を進めていく必要があります。

(1) 学校の取り組み

平成22年度中には、それぞれの小・中学校が本プランをもとに「小中連携アクションプラン」を作成し、児童・生徒一人一人の個性やニーズを的確に把握するとともに、9年間を見通した教育活動を立案し、教育指導にあたる体制を確立することが必要です。

① 小・中学校が共通した教育目標を作成する。

義務教育9年間を見通した小・中学校の教育目標（めざす子ども像）を作成することにより継続性・一貫性のある教育に取り組みます。

② 小中一貫した教育を推進する組織を設置する。

一貫した教育を有効かつ能率よく推進していくには、学校の運営を総合的に推進する組織を設置することが必要です。

（例）「小中連携推進会議」（仮称）の設置

③ コーディネーターを位置づける。

小中一貫した教育を進めていくうえで、そのキーパーソンとなるコーディネーター教員を校務分掌などに位置づける必要があります。

コーディネーター教員は、小中一貫した教育推進の核となって、行事・研修・会議などの企画・立案・調整を行い、児童・生徒の様子を小・中学校の教員が共通して理解するための橋渡し役とします。

④ 学習カリキュラムを作成する。

9年間を見通した学習カリキュラムを作成し、小・中学校は指導内容・方法などを共有することが必要です。

(2) 教育委員会の取り組み

教育委員会としては、「小中連携パイロット校調査研究事業」の調査研究結果などを踏まえ、平成22年度も、各学校が小中一貫した教育に取り組めるよう支援をします。

① 各学校が義務教育9年間を見通した教育課程の編成を行うために、主に小学校5年生から中学校1年を中心とした「小中学習カリキュラムモデル（案）」を作成します。

② 学識経験者などを交えた「小中一貫教育検討会議」を設置し、各校の課題に対し適切な指導助言を行うとともに、引き続き、小中一貫した教育を推進するための諸課題について、研究・検討します。